八都県市粒子状物質減少装置指定実施要領

第１　申請書の添付書面

八都県市粒子状物質減少装置指定要綱（以下「指定要綱」という。）第３第３項及び第６第２項の規定による申請書に添付する書面（以下「添付書面」という。）は、様式１を添えて提出するものとする。

第２　添付書面の記載要領等

添付書面の種類、記載する内容、指定要綱第３第２項（１）及び（２）に規定する別に定める方法等は次に掲げるとおりとする。

１　仕様及び構造を示す書面

（１）仕様書

様式２に必要な事項を記載し、その他説明に必要な資料を添付すること。

（２）概要説明書

ア　粒子状物質減少装置及び粒子状物質減少装置の型式（以下「減少装置」という。）の原理を説明する資料

イ　減少装置の構造及び性能を記載した資料

ウ　減少装置の外観図並びに外形寸法を記載した三面図及び内部構造図

エ　減少装置のカテゴリー、装着対象となる自動車の型式、年式等についての一覧表

オ　その他説明に必要な資料

２　排出ガス試験結果書

（１）様式３に必要な事項を記載し、試験データその他説明に必要な資料を添付すること。

（２）排出ガス試験について公的機関の試験結果を証明する書面がない場合は、試験装置及び排出ガス分析計等排出ガス測定機器の仕様等に関する資料を提出すること。

（３）指定要綱別表第１の粒子状物質減少率を算出するための排出ガス試験は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア　試験の用に供する自動車又はエンジンは、次に掲げる条件を満たしていること。

(ｱ)　指定要綱別表第１の自動車の区分に該当するものであること。

(ｲ)　法令に基づく点検整備が行われていること。

(ｳ)　排出ガスに影響を与える改造又は変更が行われていないこと。

イ　一の自動車又はエンジンに減少装置を装着する前及び装着した後で試験が行われており、かつ、当該試験が連続して行われていること。

ウ　排出ガスの測定は、国土交通省の定めるＴＲＩＡＳに準じて行い、次に掲げる試験モードのうち適切と認められる方法で、試験の前後において同一のものにより行われていること。

(ｱ)　ディーゼル１３モード
(ｲ)　ＪＥ０５モード
(ｳ)　東京都実走行パターンＮｏ．２及びＮｏ．５
(ｴ)　１０・１５モード
(ｵ)　前記のほか減少装置の使用条件から適切と認められる試験モード

エ　粒子状物質のほか、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量が測定されていること。

オ　試験の用に供する燃料は、日本工業規格Ｋ２２０４に定める１号又は２号の軽油で、硫黄分１０ppm以下のものであること。

カ　試験の用に供する燃料についての性状表を提出すること。

キ　排出ガス試験の状況及び排出ガス試験を行った減少装置を特定する銘板等が確認できる写真が添付されていること。

（４）粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物（以下「粒子状物質等」という。）の減少率は、別表の方法により算出すること。

３　強度の検討結果書

減少装置の筐(きょう)体、取付部、構成部品等の強度についての説明資料を添付すること。

４　信頼・耐久性試験結果書

（１）様式４に必要な事項を記載し、試験データその他説明に必要な資料を添付すること。

（２）減少装置の信頼・耐久性に係る試験として、指定要綱第２（１）に規定する減少装置にあってはアに、指定要綱第２（２）に規定する減少装置にあってはア又はイに掲げる事項を実施した後、当該減少装置を装着した自動車又はエンジンのうち１台以上について排出ガス試験が実施されていること。

ア　２台以上の自動車に減少装置を装着し、それぞれ２か月を超える期間及び１万ｋｍ以上のフィールド走行

イ　自動車又はエンジンに減少装置を装着し、シャシダイナモメータ又はエンジンダイナモメータを使用して１万ｋｍ以上のフィールド走行に相当する運転

（３）（２）の試験期間中に減少装置の溶損、破損等が生じていないこと。

（４）（２）の排出ガス試験の結果、別表に定める方法により算出した減少装置の粒子状物質減少率が当該減少装置に適用される指定要綱別表第１の粒子状物質減少率を満たしていること。

（５）第２項（１）から（４）までの規定は、（２）の排出ガス試験について準用する。

（６）指定要綱第２（１）に規定する減少装置については、（２）アに掲げる事項の実施期間中の排出ガス温度及び排気圧力の状況を整理した資料を提出すること。

（７）（２）ア又はイに掲げる事項の実施状況を確認できる写真を添付すること。

５　安全性の確保に関する書面

熱害に関して、当該減少装置及びその周辺部位の温度測定結果を提出すること。ただし、指定要綱別表第２に掲げるいずれかの措置を講じているものは、その措置の概要について説明資料があれば、この限りでない。

６　販売等におけるサービス体制に関する書面

減少装置の販売等に関する次に掲げる事項について、必要な資料を添付すること。

（１）販売、装着及び整備体制

（２）取付要領及び取付工数

（３）整備要領及び整備工数

（４）部品構成及び部品供給体制

（５）交換部品等に関する情報

７　製品保証に関する書面

減少装置の製品保証に関する次に掲げる事項について、必要な資料を添付すること。

（１）保証書

（２）取扱説明書

（３）生産工程管理書（主要部品についてはその製造元を記載のこと。）

８　減少装置の変更に関する書面

減少装置を変更しようとする場合は、第１項から前項までの書面及び資料のうち、当該変更に係る書類を提出すること。

別表　粒子状物質等の減少率

$$\text{粒子状物質等の減少率（％）} = \frac{A - B}{A} \times 100$$

この式においては、粒子状物質等の減少率、Ａ及びＢは次の値を示すものとする。

粒子状物質等の減少率：減少装置を自動車に装着することによる当該自動車の粒子状物質等の排出量の減少率（％）

Ａ：減少装置非装着状態の粒子状物質等の排出量（（ｇ/㎞）又は（ｇ/ｋＷｈ））

Ｂ：減少装置装着状態の粒子状物質等の排出量（（ｇ/㎞）又は（ｇ/ｋＷｈ））

備考　粒子状物質の減少率を算出する際にはＡ及びＢに粒子状物質の排出量を使用し一酸化炭素の減少率を算出する際にはＡ及びＢに一酸化炭素の排出量を使用し、炭化水素の減少率を算出する際にはＡ及びＢに炭化水素の排出量を使用し、窒素酸化物の減少率を算出する際にはＡ及びＢに窒素酸化物の排出量を使用し、単位は同一のものとする。

附　則

この要領は、平成１４年６月１日から施行する。

附　則　（平成15年3月26日）

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則　（平成17年6月16日）

１　この要領は、平成１７年７月１１日から施行する。

２　この要領の施行前に実施された排出ガス試験及び信頼・耐久性試験については、この要領による改正後の八都県市粒子状物質減少装置指定実施要領第２第２項（３）イ、オ及びキ（第２第４項（５）において準用する場合を含む。）並びに第２第４項（６）及び（７）の規定は、適用しない。